

第1部 総説

1 計画のねらい

本県の職業能力開発については、平成23年度に策定した第9次富山県職業能力開発計画(平成23年度から平成27年度)に基づき、リーマンショック後に発生した雇用情勢の悪化への対応や、本県の基幹産業であるものづくり分野や、今後の新たな雇用の創出が見込まれる分野での人材育成、職業生涯を通じたキャリア形成支援等に取り組み、その結果、多くの訓練修了者が新たな職を得てキャリアアップを図るなど、一定の成果を上げてきました。

現下の本県の経済・雇用情勢は着実に回復がみられるところですが、その足下では、人口減少、少子高齢化が急速に進行し、景気回復とあいまって幅広い産業で人手の確保が課題となっています。また、第1次、第2次産業から第3次産業への産業構造の変化や、非正規雇用労働者の増加など雇用形態の多様化、グローバル化の進展による競争の激化、従来のIT技術にとどまらないIoT、ロボット、AI等の劇的な技術の進歩など、雇用や職業能力開発を取り巻く情勢は大きく変化しています。

こうした雇用環境や県内企業の経営環境が大きく変化する中で、本県産業が持続的に発展していくためには、個々の労働者が生涯を通じて能力開発を行い、その能力を高めることとあわせて、その労働者が高めた能力を最大限発揮できる環境を整備するとともに、女性、若者、中高年齢者、障害者等、働く意欲のあるすべての人々が労働に参加し、その能力を十分発揮していくことが重要です。

「第10次富山県職業能力開発計画」は、このような経済・雇用情勢を踏まえて、本県の産業経済を支える人材の育成・確保と、県民の個々の特性に合った職業能力開発施策の基本的方向を示すものとして策定します。

2 計画の性格

この計画は、職業能力開発促進法第7条に基づき、国の「第10次職業能力開発基本計画」を受け、地域の実情を踏まえ都道府県ごとに定める「職業能力開発計画」として位置づけます。

また、県の総合計画である「新・元気とやま創造計画」を補完し、特定課題に対応する個別計画として策定します。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、計画期間中の経済・雇用環境の変化や県内産業のニーズ等を的確にとらえ、必要な計画の修正を行うことも考慮しながら柔軟な事業展開に努めます。